

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

大分厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和45年2月1日付けでA社B事業所に転勤し、C市で勤務した。また、昭和45年4月*日に合併によりA社からD社へと社名が変わったが、業務内容も給与額も変わらず、継続して勤務していた。

申立期間について、標準報酬月額が従前の標準報酬月額より下がっているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和45年6月から同年9月までの期間に係る賃金支給明細票において確認又は推認できる保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は「当時の資料は無く、不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の賃金支給明細票で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分厚生年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月ごろから 44 年 2 月ごろまで
② 昭和 44 年 3 月ごろから 47 年 12 月ごろまで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にいずれもC職として勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社(入社から2か月から3か月後にA社D事業所に異動)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚が、A社D事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名が見当たらない一方、複数の同僚が、同社E事業所において勤務していたとして名前を挙げた複数の者については、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、同僚の供述から判断すると、当時、申立事業所の従業員は約40人であったことが推認できるところ、前述の被保険者名簿及び被保険者原票における当時の被保険者数は約20人であることが確認できることなどから判断すると、当時、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社の当時の代表者は居所不明であり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を

得ることができない。

加えて、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないところ、申立人が記憶する同僚は、「B社は個人事業所だったので厚生年金保険に加入していないと思う。保険料を給与から控除されていないと思う。」旨供述しており、当該同僚についてB社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、商業登記簿の記録において、B社は確認できず、当時事業主だったとする者は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

なお、申立人が当時の取引先であったとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立事業所の事業主だったとする者に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人及び前述の同僚の氏名は確認できない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 2 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 39 年 10 月 6 日から 44 年 3 月 27 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 27 日、A 事業所を退職した。昭和 37 年 7 月に B 事業所を退職するときは脱退手当金を受給したが、A 事業所を退職するときは脱退手当金を受給した記憶がないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 事業所の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を受給したことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 4 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ごろから31年10月1日まで

私は、昭和29年ごろにA社（現在は、B社）に入社し、同社が所有する船舶Cや第*船舶Dに乗り組み、E職として勤務したが、船員保険被保険者の資格取得日が31年10月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は昭和29年ごろにA社に入社した。最初は同社が所有する船舶Cに乗り組み、1か月から2か月後に第*船舶Dが新たに造船されたので乗り換えた。」旨供述しているところ、日本船名録によると、i) A社が所有する複数の船舶Cのうち、第*船舶Cが総トン数30トンの船舶として昭和23年9月に製造されていること、ii) 第*船舶Dが総トン数79トンの船舶として29年3月に製造されていること、iii) 両船舶は、申立期間当時、当該船名録に掲載されていることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間において、A社が所有する船舶のうち、いずれの船舶Cであるか特定はできないものの、船舶C及び第*船舶Dに乗り組んでいたことは推認することができる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、A社は、昭和31年10月1日に船員保険の適用事業所に該当しており、申立期間は船員保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人を含めた他の船員保険の被保険者は、昭和31年10月1日付けで同被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該被保険者は、「私も船舶Cに乗り組んでいたが、そのときは船員保険に加入していなかった。」、「A社に雇用されていたE職が船員保険に加入するようになったのは、船舶Dに乗り組んだ期間の途中からだっ

たと思う。」旨それぞれ供述しているところ、船舶Dに乗り組んだとする者が所有する船員手帳によると、当該同僚は申立期間に船舶Dに雇い入れされていたことが確認できるものの、当該同僚の申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が第*船舶Dに乗り組んでいたと記憶する同僚が保管する船員手帳によると、当該同僚は申立期間に第*船舶Dに雇い入れされていたことが確認できるものの、当該同僚の申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、B社は、「当時の資料が無いため、詳しいことは分からない。」旨回答しており、申立期間において申立人の給与から船員保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から38年4月1日まで

私は、昭和36年11月にA社に入社し、約3か月間において同社のB業務に従事した後、同社のC業務に従事した。A社では厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「D職ではないE職の従業員がかなりいた。E職の従業員については厚生年金保険に加入していないと思う。」旨供述している上、別の同僚は、「A社の従業員数は約120人だった。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる被保険者は85人であることが認められることから判断すると、当時、A社は、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の氏名及び一緒に勤務していたとして申立人が挙げた複数の同僚の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当時、申立人の夫が勤務していたとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は申立期間のうち、昭和37年9月5日から38年4月1日までの期間において申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事

業所に該当しなくなっており、当時の役員も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。